

基発0306第1号
平成24年3月6日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

東日本大震災に係る中小企業退職金共済制度の特例措置の拡充について (情報提供)

東日本大震災の発生に伴い、中小企業退職金共済制度については、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置について」(平成23年3月24日付け基発0324第5号)の別紙1のとおり、独立行政法人勤労者退職金共済機構において特例措置を実施してきたところであるが、今般、別紙のとおり特例措置を拡充することとした。

使用者、労働者等から問い合わせがあった場合には、別紙の写しを配布する等により情報提供をお願いしたい。

また、本取扱いについて管下労働基準監督署に周知されたい。

(参考)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

電話 03-3436-0151 (代表) (※平成24年5月6日まで)

03-6907-1234 (代表) (※平成24年5月7日以降)

HP <http://www.taisyokukin.go.jp/>

【連絡先】

厚生労働省労働基準局勤労者生活課機構調整係

電話 03-5253-1111 (内線5364)

基発0306第2号
平成24年3月6日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

東日本大震災に係る中小企業退職金共済制度の特例措置の拡充について（情報提供）

東日本大震災の発生に伴い、中小企業退職金共済制度については、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置について」（平成23年3月24日付け基発0324第6号）の別紙1のとおり、独立行政法人勤労者退職金共済機構において特例措置を実施してきたところですが、今般、別紙のとおり特例措置を拡充することとしました。

使用者、労働者等から問い合わせがあった場合には、別紙の写しを配布する等により情報提供をお願いします。

また、本取扱いについて貴都道府県内市町村及び関係機関等への周知につき特段の御配慮をお願いします。

（参考）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

電話 03-3436-0151（代表）（※平成24年5月6日まで）

03-6907-1234（代表）（※平成24年5月7日以降）

HP <http://www.taisyokukin.go.jp/>

【連絡先】

厚生労働省労働基準局勤労者生活課

電話 03-5253-1111（内線5364）

東日本大震災により被災されたみなさまへ
中小企業退職金共済制度の特例措置の拡充のご案内

中小企業退職金共済制度に関して、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都は除く）（参考参照）で被災した共済契約者（事業主）のみなさまに対して実施している特例措置を、次のとおり拡充します。

1 掛金の納付期限延長について

①これまで

共済契約者からの申出により、掛金（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分まで）の納付期限を**最長 1 年間延長**できます。



②拡充後

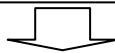
現行の納付期限延長を申し出ている共済契約者については、申出により、掛金（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分まで）の納付期限を**さらに 1 年間（合計で最長 2 年間）延長**できます。

※ 納付期限の再延長を希望される場合は、下記問い合わせ先に申し出ていただく必要がありますのでご注意ください。

2 後納による割増金の免除について

①これまで

平成 23 年 4 月から 12 か月間（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分までの間）の掛金は、**平成 25 年 3 月までに**納付すれば後納割増金を免除します。



②拡充後

平成 23 年 4 月から 12 か月間（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分までの間）の掛金は、**納付期限から 2 年以内に**納付すれば後納割増金を免除します。

詳細については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構（受付時間 9:00～17:15（土・日・祝日を除く））

中小企業退職金共済事業本部 契約業務部 収納課

電話 **被災地域から**

0 1 2 0 - 9 5 3 - 6 8 1

その他の地域から

0 3 - 3 4 3 6 - 0 1 5 1（※平成 24 年 5 月 6 日まで）

0 3 - 6 9 0 7 - 1 2 3 4（※平成 24 年 5 月 7 日以降）

(参考)

東日本大震災による災害救助法適用地域(東京都は除く)

岩手県(平成23年3月11日適用)

宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市
上閉伊郡大槌町	下閉伊郡山田町	下閉伊郡岩泉町	下閉伊郡田野畑村	下閉伊郡普代村
九戸郡野田村	九戸郡洋野町	盛岡市	花巻市	北上市
遠野市	一関市	二戸市	八幡平市	奥州市
岩手郡雫石町	岩手郡葛巻町	岩手郡岩手町	岩手郡滝沢村	紫波郡紫波町
紫波郡矢巾町	和賀郡西和賀町	胆沢郡金ヶ崎町	西磐井郡平泉町	東磐井郡藤沢町
気仙郡住田町	九戸郡軽米町	九戸郡九戸村	二戸郡一戸町	

宮城県(平成23年3月11日適用)

仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	白石市
名取市	角田市	多賀城市	岩沼市	登米市
栗原市	東松島市	大崎市	刈田郡蔵王町	柴田郡大河原町
柴田郡川崎町	亶理郡亶理町	亶理郡山元町	宮城郡松島町	宮城郡七ヶ浜町
宮城郡利府町	黒川郡大和町	黒川郡富谷町	黒川郡大衡村	遠田郡涌谷町
牡鹿郡女川町	本吉郡南三陸町	刈田郡七ヶ宿町	柴田郡村田町	柴田郡柴田町
伊具郡丸森町	黒川郡大郷町	加美郡色麻町	加美郡加美町	遠田郡美里町

福島県(平成23年3月11日適用)

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市
須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市
南相馬市	伊達市	本宮市	伊達郡桑折町	伊達郡国見町
伊達郡川俣町	安達郡大玉村	岩瀬郡鏡石町	岩瀬郡天栄村	耶麻郡磐梯町
耶麻郡猪苗代町	河沼郡会津坂下町	河沼郡湯川村	大沼郡会津美里町	西白河郡西郷村
西白河郡泉崎村	西白河郡中島村	西白河郡矢吹町	東白川郡棚倉町	東白川郡矢祭町
石川郡石川町	石川郡玉川村	石川郡平田村	石川郡浅川町	石川郡古殿町
田村郡三春町	田村郡小野町	双葉郡広野町	双葉郡楡葉町	双葉郡富岡町
双葉郡川内村	双葉郡大熊町	双葉郡双葉町	双葉郡浪江町	双葉郡葛尾村
相馬郡新地町	相馬郡飯館村	南会津郡下郷町	南会津郡南会津町	南会津郡枝岐村
南会津郡只見町	耶麻郡北塩原村	耶麻郡西会津町	河沼郡柳津町	大沼郡三島町
大沼郡金山町	大沼郡昭和村	東白川郡塙町	東白川郡鮫川村	

青森県(平成23年3月11日適用)

八戸市 上北郡おいらせ町

茨城県(平成23年3月11日適用)

水戸市	日立市	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市
下妻市	常総市	常陸太田市	高萩市	北茨城市
笠間市	取手市	牛久市	つくば市	ひたちなか市
鹿嶋市	潮来市	常陸大宮市	かすみがうら市	桜川市
神栖市	行方市	鉾田市	つくばみらい市	小美玉市
東茨城郡茨城町	東茨城郡大洗町	東茨城郡城里町	那珂郡東海村	久慈郡大子町
稲敷郡阿見町	那珂市	稲敷郡美浦村	稲敷郡河内町	筑西市
稲敷市	北相馬郡利根町			

栃木県(平成23年3月11日適用)

宇都宮市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
那須烏山市	さくら市	那須塩原市	芳賀郡益子町	芳賀郡茂木町
芳賀郡市貝町	芳賀郡芳賀町	塩谷郡高根沢町	那須郡那須町	那須郡那珂川町

千葉県(平成23年3月11日適用)

旭市	香取市	山武市	山武郡九十九里町
千葉市美浜区	習志野市	我孫子市	浦安市